明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○

▷

○経済産業省令第二十九号

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十七条の十一第二項及び第十七条の十二第五項の規定に基づき、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

経済産業大臣　齋藤　健

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（書面の記載事項） **第三十七条**　法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記載事項は、英語、フランス語又はスペイン語により記載されなければならない。 一～八　［略］ 九　当該船舶等の燃料用の重油の引火点（日本産業規格K二二六五―三号（引火点の求め方）で定める試験方法により測定した場合における数値とする。） 十　［略］ 十一　第一号から第十号までの事項について適正である旨及びその旨を証する当該重油販売業者の署名 （書面の記載事項） **第四十二条**　法第十七条の十二第五項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～五　［略］	（書面の記載事項） **第三十七条**　法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記載事項は、英語、フランス語又はスペイン語により記載されなければならない。 一～八　［略］ ［新設］ 九　［略］ 十　第一号から第九号までの事項について適正である旨及びその旨を証する当該重油販売業者の署名 （書面の記載事項） **第四十二条**　法第十七条の十二第五項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～五　［略］
六　重油の引火点（日本産業規格K二二六五―三号（引火点の求め方）で定める試験方法により測定した場合における数値とする。） 七　［略］ 八　第一号から第七号までの事項について適正である旨及びその旨を証する当該重油生産業者等の署名又は記名 備考　表中の［　］は注記である。	［新設］ 六　［略］ 七　第一号から第六号までの事項について適正である旨及びその旨を証する当該重油生産業者等の署名又は記名

附　則

この省令は、令和六年五月一日から施行する。

○経済産業省令第三十号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第三条の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

経済産業大臣　齋藤　健

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（監督の方法） **第三条**　法第三条の規定による監督は、次の各号により行うものとする。 一　特定工事の施工場所又は事務所その他の適切な業務場所において、特定ガス消費機器の設置場所、排気筒等の形状及び能力並びに安全装置の機能を喪失させてはならないことを指示すること。 二　特定工事の施工場所又は事務所その他の適切な業務場所において、特定工事の作業を監督すること。	（監督の方法） **第三条**　法第三条の規定による監督は、次の各号により行うものとする。 一　特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器の設置場所、排気筒等の形状及び能力並びに安全装置の機能を喪失させてはならないことを指示すること。 二　特定工事の施工場所において、特定工事の作業を監督すること。